様式第１号

「神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務」

**応　募　申　請　書**

令和　　年　　月　　日

神戸市選挙管理委員会事務局長　あて

所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

「神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務」の提案募集について応募します。

また、実施要領に定められている参加要件のすべてに適合していることを誓います。

様式第２号

**神戸市長選挙等に係る広報啓発事業　企画書表紙**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **事業者名** |  | | | |
| **所在地** |  | | | |
| **担当者名** |  | | | |
| **担当者連絡先** | 電話番号 |  | E-mail |  |

　　　事　業　計　画　書（提案書）

|  |  |
| --- | --- |
| 企画の意図 |  |
|
|
|
|
|
|
| コンセプト  ※キャラクターを起用した場合はその理由も記載してください。 |  |
|
|
|
|

備考　別に企画書を作成されている場合は添付してください。（自由様式）

　　　記入欄は自由に拡大してください。

様式第３号

団体概要書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体名（個人名） | （ふりがな） | |
| 所在地など | （住所）〒  □専用事務所　□住居兼用　□その他（　　　　　　） | |
| 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅメールアドレス |  |
| 団体ＨＰアドレス |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表者氏名 | （ふりがな） | |
| 担当者連絡先 | （ふりがな） | |
| （住所）〒 | |
| 電　話 |  |
| 携帯電話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅメールアドレス |  |
| 法人格取得 | 有（　　　　年　　月　　日）　・　無 | |
| 設立年月日 | 年　　月　　日 | |
| 構成員数 | 人　（　　　　年　　月　　日現在）  ※個人事業者や企業の場合は従業員数を記入してください | |
| 団体の設立目的  ※団体のみ記載 | （団体の定款、規約に従って、設立目的を記載してください。） | |
| 主な活動（事業）内容 | （活動（事業）の場所、回数、規模、連携している他の団体などについて、詳しく記載してください。） | |
|  | |
| 委託事業などの実績 | （これまでに神戸市又は国、地方公共団体及びそれらの外郭団体の事業を受託したことがある場合は、事業名・事業内容・委託契約先・受託時期を記載してください。） | |
|  | |

※この様式に書き切れない場合、別の用紙（様式自由）に記載してください

様式第４号

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

神戸市選挙管理委員会事務局長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

住所

申請者（団体）名

代表者名

１．申請者は、以下のことを誓約します。

　（１）納期限が到来している神戸市税に滞納かつ未申告がないこと。

　（２）上記（１）が事実と相違する場合、「神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務」参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた申請書類の受付又は参加資格決定通知を取り消されても異議のないこと。

２．上記１．（１）の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

　　全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税をいう。）の納付又は納入状況及び申告状況を、神戸市が調査し、その調査結果を「神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務」の事業者選定の審査及び確認に利用すること。

３．上記１の誓約及び２の承諾の有効期限は「神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務」の審査結果通知を受ける日までとします。

様式第５号

**共同企業体 認定申請書兼協定書**

年　　　月　　　日

神戸市選挙管理委員会事務局長　あて

　下記の協定書のとおり、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体を結成したので、実施要領に記載の指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書および添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

**協 定 書**

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1. 神戸市発注に係る「令和7年10月26日執行予定 神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務」（以下「当該業務」という。）に係る事業提案及び委託業務（以下「当該事業提案及び委託業務」という。）
2. 前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　に置く。

（成立の時期及び存続期限）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、当該事業提案及び委託業務の委託契約の履行後、３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

　　２　当該業務を受託できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　（代表者）

所　 在　 地

　　　　　　商号又は名称

所　 在　 地

　　　　　　商号又は名称

所　 在　 地

　　　　　　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　第５条に定める全構成員は当企業体の代表者を代理人と定め、当企業体の代表者は、当企業体が存続する間、当該事業提案及び委託業務の履行に関し当企業体を代表して、「契約締結に関する件」、「その他契約履行に関する一切の件」に関する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該事業提案及び委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

　第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該事業提案及び委託業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、当該事業提案及び委託業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　銀行　　　　　　　支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、業務履行完了後当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の権限）

　第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（履行途中における構成員の脱退に対する措置）

　第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務履行を完了する日までは脱退することができない。

　　　 ２　構成員のうち履行途中において、前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務履行を完了する。

３ 第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

　第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

　第17条　構成員のうちいずれかが履行途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

　第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

　第18条　当企業体が解散した後においても、神戸市に対する支払義務が発生するとき又は、当該事業提案及び委託業務について種類、品質又は数量に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

　第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿外＿＿＿＿社は、以上のとおり、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書＿＿＿＿通を作成し、各通に構成員が記名押印し、１通は発注者に提出し、他に各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（代表者）

所在地

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　【実印】

所在地

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　【実印】

所在地

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　【実印】